

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則</p>	<p>貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則</p>
<p>平成13年4月1日 01-制度-00027            沿革 平成13年9月21日 一部改正            平成14年4月17日 一部改正            平成14年6月25日 一部改正            平成14年9月17日 一部改正            平成15年3月12日 一部改正            平成15年6月19日 一部改正            平成15年10月8日 一部改正            平成16年4月1日 一部改正            平成16年4月16日 一部改正            平成16年9月28日 一部改正            平成16年10月18日 一部改正            平成17年3月29日 一部改正  <u>平成17年9月 日 一部改正</u></p>	<p>平成13年4月1日 01-制度-00027            沿革 平成13年9月21日 一部改正            平成14年4月17日 一部改正            平成14年6月25日 一部改正            平成14年9月17日 一部改正            平成15年3月12日 一部改正            平成15年6月19日 一部改正            平成15年10月8日 一部改正            平成16年4月1日 一部改正            平成16年4月16日 一部改正            平成16年9月28日 一部改正            平成16年10月18日 一部改正            平成17年3月29日 一部改正</p>
<p>第1～19条（略）            （保険金の支払の請求）            第20条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第26条の規定に基づき別紙様式第17-1による貿易一般保険（船積前）保険金請求書又は別紙様式第17-2による貿易一般保険（船積後）保険金請求書に次の各号に定める書類を添付し、本店等に提出するものとする。<u>ただし、請求する保険金の額が300万円以下の場合にあっては、第一号（ハ）、（ロ）及び、第二号、（イ）、（ロ）、及び の書類の提出を要しない。</u></p>	<p>第1～19条（略）            （保険金の支払の請求）            第20条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第26条の規定に基づき別紙様式第17-1による貿易一般保険（船積前）保険金請求書又は別紙様式第17-2による貿易一般保険（船積後）保険金請求書に次の各号に定める書類を添付し、本店等に提出するものとする。</p>

一 約款第3条第1号のてん補危険の場合

保険金を請求するに至るまでの経緯を記載した書類

(イ) 請求する保険金の額が300万円以下の場合にあっては、別紙様式第18による保険金請求経緯書

(ロ) 請求する保険金の額が300万円超の場合にあっては、様式任意

質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合には、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書

損失計算書

損失計算の基礎となる証拠書類の写し

(イ) 供給契約を証する書類

(ロ) 既支出費用を証する書類

(ハ) 貨物の処分を証する書類

(ニ) 貨物の処分のために要した費用を証する書類

(ホ) 貨物を船積国以外の国に転売した場合、当該貨物の船積を証する書類（船荷証券、インボイス等）及び当該転売に係る輸出契約等について貿易保険を付保したことを証する書類

(ハ) 在庫証明書、入出庫証明書

保険事故を証する書類

(イ) 非常危険の場合には、該当する事故事由を証する書類

(ロ) 信用危険の場合には、相手方の現状を示す書類（破産手続開始の決定の証明、財務諸表、調査機関の報告書等）

輸出契約書又は仲介貿易契約書の写し

保険証券又は契約台帳（変更があった場合は当該変更後のもの。以下同じ。）の写し（質権者又は譲渡担保権者が請求する場合にあっては、保険証券）

保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求す

一 約款第3条第1号のてん補危険の場合

保険金を請求するに至るまでの経緯を記載した書類

質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合には、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書

損失計算書

損失計算の基礎となる証拠書類の写し

(イ) 供給契約を証する書類

(ロ) 既支出費用を証する書類

(ハ) 貨物の処分を証する書類

(ニ) 貨物の処分のために要した費用を証する書類

(ホ) 貨物を船積国以外の国に転売した場合、当該貨物の船積を証する書類（船荷証券、インボイス等）及び当該転売に係る輸出契約等について貿易保険を付保したことを証する書類

(ハ) 在庫証明書、入出庫証明書

保険事故を証する書類

(イ) 非常危険の場合には、該当する事故事由を証する書類

(ロ) 信用危険の場合には、相手方の現状を示す書類（破産手続開始の決定の証明、財務諸表、調査機関の報告書等）

輸出契約書又は仲介貿易契約書の写し

保険証券又は契約台帳（変更があった場合は当該変更後のもの。以下同じ。）の写し（質権者又は譲渡担保権者が請求する場合にあっては、保険証券）

保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求す

る場合には、被担保債権の内容を証する書類

その他参考となる書類

二 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険の場合

保険金請求経緯書

(イ) 請求する保険金の額が300万円以下の場合にあつては、別紙様式第18による保険金請求経緯書

(ロ) 請求する保険金の額が300万円超の場合にあつては、次の事項の内容を記載した書類であつて様式任意

(i) 保険金請求に至る経緯

(ii) 支払人との取引の状況（保険金請求を行った保険契約に係る輸出契約等以外の取引の状況及び今後の取引の見込み）

なお、取引の状況については、本保険金請求にかかる船積日前6月間の決済日、決済金額、支払日、支払金額、船積日を含む一覧表（様式任意）を添付のこと。

(iii) 支払人、保証人等から被保険者、質権者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及び履行状況

(iv) 輸出契約等の履行に関し、支払人等が行っているクレーム（貨物の瑕疵、契約義務不履行等）の有無及び被保険者の対応状況

(v) 今後の回収見通し

(vi) 延滞利息の請求の有無（請求していない場合はその理由を記載）別紙様式第19による相手方に係る債権一覧表（信用危険事故の場合に限る。）

質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合は、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書

未決済額が確認できる書類

一部入金がある場合は、入金を確認できる書類

る場合には、被担保債権の内容を証する書類

その他参考となる書類

二 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険の場合

保険金請求経緯書

(イ) 保険金請求に至る経緯

(ロ) 支払人との取引の状況（保険金請求を行った保険契約に係る輸出契約等以外の取引の状況及び今後の取引の見込み）

(ハ) 支払人、保証人等から被保険者、質権者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及び履行状況

(ニ) 輸出契約等の履行に関し、支払人等が行っているクレーム（貨物の瑕疵、契約義務不履行等）の有無及び被保険者の対応状況

(ホ) 今後の回収見通し

(ハ) 延滞利息の請求の有無（請求していない場合はその理由を記載）別紙様式第18による相手方に係る債権一覧表（信用危険事故の場合に限る。）

質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合は、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書

未決済額が確認できる書類

一部入金がある場合は、入金を確認できる書類

<p>外貨建ての場合は、為替換算率証明書 手形が発行されている場合は、その写し 保険事故を証する書類</p> <p>(イ) 非常危険の場合には、ローカル・デポジットの証明、その他外貨割当申請書等日本貿易保険が特に必要と認める書類</p> <p>(ロ) 信用危険の場合には、相手方の現状を示す書類（破産手続開始の決定の証明、財務諸表、調査機関の報告書等） 損失防止軽減義務の履行状況を証する別表5に掲げる書類（信用危険事故の場合に限る。） 信用状付案件については、その信用状の写し 支払保証付案件については、その保証状の写し（保証履行請求の内容を証する書類を添付のこと。） 他に同種の危険をてん補する保険契約がある場合は、当該保険の請求状況等を証する書類 船積を証する書類の写し（船荷証券、インボイス等） 保険証券又は契約台帳の写し（質権者又は譲渡担保権者が請求する場合にあっては、保険証券） 輸出契約書又は仲介貿易契約書の写し 輸出承認・許可又は支払等許可を要する場合は、輸出承認・許可書又は支払等許可書の写し 保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、被担保債権の内容を証する書類 その他参考となる書類</p> <p>2 一の輸出契約等について、複数の貿易保険に係る保険契約を締結している場合 にあっては、同時に請求するものとする。</p> <p>3 前項の規定に基づく請求ができない場合には、その理由を説明する書類を添付し、保険金の請求を行うものとする。</p>	<p>外貨建ての場合は、為替換算率証明書 手形が発行されている場合は、その写し 保険事故を証する書類</p> <p>(イ) 非常危険の場合には、ローカル・デポジットの証明、その他外貨割当申請書等日本貿易保険が特に必要と認める書類</p> <p>(ロ) 信用危険の場合には、相手方の現状を示す書類（破産手続開始の決定の証明、財務諸表、調査機関の報告書等） 損失防止軽減義務の履行状況を証する別表5に掲げる書類（信用危険事故の場合に限る。） 信用状付案件については、その信用状の写し 支払保証付案件については、その保証状の写し（保証履行請求の内容を証する書類を添付のこと。） 他に同種の危険をてん補する保険契約がある場合は、当該保険の請求状況等を証する書類 船積を証する書類の写し（船荷証券、インボイス等） 保険証券又は契約台帳の写し（質権者又は譲渡担保権者が請求する場合にあっては、保険証券） 輸出契約書又は仲介貿易契約書の写し 輸出承認・許可又は支払等許可を要する場合は、輸出承認・許可書又は支払等許可書の写し 保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、被担保債権の内容を証する書類 その他参考となる書類</p> <p>2 一の輸出契約等について、複数の貿易保険に係る保険契約を締結している場合 にあっては、同時に請求するものとする。</p> <p>3 前項の規定に基づく請求ができない場合には、その理由を説明する書類を添付し、保険金の請求を行うものとする。</p>
--	--

(債権一覧表に係る決済等の通知)

第21条 被保険者は、前条第1項第2号に規定する債権一覧表を提出した場合であつて、保険金請求後当該一覧表に記載された債権について回収した金額があるときは、別紙様式第20による債権一覧表に係る決済等通知書を回収した日から1月以内に本店等に提出しなければならない。(約款第19条並びに約款第34条第7項、第8項及び第10項に規定する通知を行った場合を除く。)

(保険金請求権の消滅時効の中断申請)

第22条 保険金の請求者は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第21による貿易一般保険時効中断承認申請書を提出するものとする。

(決済期限前の請求)

第23条 被保険者は、約款第28条第1項の規定に基づき日本貿易保険の確認を求めるときは、別紙様式第22による貿易一般保険損失発生確認申請書に約款第4条に規定する事由の発生により決済期限までに代金等を回収することができないことが確実であることを証する書類又は説明する書類を添付し、提出するものとする。

(回収義務の終了認定)

第24条 被保険者は、約款第34条第1項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第23による貿易一般保険回収義務終了認定申請書に、貿易保険共通運用規程(平成13年4月1日 01 制度 00058。以下「共通運用規程」という。)に定める終了認定事由により債権を回収することができないことを証する書類(原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等)を添付し、本店等に提出するものとする。この場合において、輸出契約等の相手方及び支払人が共に同一である複数の債権について、同時に認定を受けようとするときは、一の申請書に詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。

2 日本貿易保険は、保険金支払の時に、約款第3条第1号のてん補危険(約款第

(債権一覧表に係る決済等の通知)

第21条 被保険者は、前条第1項第2号に規定する債権一覧表を提出した場合であつて、保険金請求後当該一覧表に記載された債権について回収した金額があるときは、別紙様式第19による債権一覧表に係る決済等通知書を回収した日から1月以内に本店等に提出しなければならない。(約款第19条並びに約款第34条第7項、第8項及び第10項に規定する通知を行った場合を除く。)

(保険金請求権の消滅時効の中断申請)

第22条 保険金の請求者は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第20による貿易一般保険時効中断承認申請書を提出するものとする。

(決済期限前の請求)

第23条 被保険者は、約款第28条第1項の規定に基づき日本貿易保険の確認を求めるときは、別紙様式第21による貿易一般保険損失発生確認申請書に約款第4条に規定する事由の発生により決済期限までに代金等を回収することができないことが確実であることを証する書類又は説明する書類を添付し、提出するものとする。

(回収義務の終了認定)

第24条 被保険者は、約款第34条第1項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第22による貿易一般保険回収義務終了認定申請書に、貿易保険共通運用規程(平成13年4月1日 01 制度 00058。以下「共通運用規程」という。)に定める終了認定事由により債権を回収することができないことを証する書類(原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等)を添付し、本店等に提出するものとする。この場合において、輸出契約等の相手方及び支払人が共に同一である複数の債権について、同時に認定を受けようとするときは、一の申請書に詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。

2 日本貿易保険は、保険金支払の時に、約款第3条第1号のてん補危険(約款第

4条第1号から第10号までの事由によるものに限る。)に係る損失について、被保険者が輸出契約等の相手方等に対し損害賠償請求等の権利行使を行うことができない旨認められた場合には、約款第34条第1項に規定する認定を行うものとする。この場合において、被保険者は、前項の規定にかかわらず別紙様式第23による貿易一般保険回収義務終了認定申請書の提出を要しない。

(回収義務の履行状況の報告)

第25条 被保険者は、約款第34条第2項の規定に基づき回収義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第24による貿易一般保険回収義務履行状況報告書(以下「履行状況報告書」という。)に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日(第3項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日)から3月ごとに本店等に提出するものとする。

2 決済期限(約款第3条第1号のてん補危険の場合にあっては、事故発生日)から2年を経過した場合には、当該経過した日以後で最初に回収義務の履行状況報告書を提出すべき日(次項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日)から1年ごとに提出するものとする。

3 前2項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して共通運用規程に規定する履行状況報告を要する事由の発生を知ったときは、履行状況報告書を遅滞なく本店等に提出するものとする。

(回収金の納付)

第26条 被保険者は、約款第34条第7項、第8項又は第10項の規定に基づき、回収した金額があること(貨物を転売した場合及び貨物を輸出契約等の相手方に引き渡した場合を含む。)を通知するときは、別紙様式第25-1による貿易一般保険(船積前)回収金納付通知書又は別紙様式第25-2による貿易一般保険(船積後)

4条第1号から第10号までの事由によるものに限る。)に係る損失について、被保険者が輸出契約等の相手方等に対し損害賠償請求等の権利行使を行うことができない旨認められた場合には、約款第34条第1項に規定する認定を行うものとする。この場合において、被保険者は、前項の規定にかかわらず別紙様式第22による貿易一般保険回収義務終了認定申請書の提出を要しない。

(回収義務の履行状況の報告)

第25条 被保険者は、約款第34条第2項の規定に基づき回収義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第23による貿易一般保険回収義務履行状況報告書(以下「履行状況報告書」という。)に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日(第3項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日)から3月ごとに本店等に提出するものとする。

2 決済期限(約款第3条第1号のてん補危険の場合にあっては、事故発生日)から2年を経過した場合には、当該経過した日以後で最初に回収義務の履行状況報告書を提出すべき日(次項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日)から1年ごとに提出するものとする。

3 前2項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して共通運用規程に規定する履行状況報告を要する事由の発生を知ったときは、履行状況報告書を遅滞なく本店等に提出するものとする。

(回収金の納付)

第26条 被保険者は、約款第34条第7項、第8項又は第10項の規定に基づき、回収した金額があること(貨物を転売した場合及び貨物を輸出契約等の相手方に引き渡した場合を含む。)を通知するときは、別紙様式第24-1による貿易一般保険(船積前)回収金納付通知書又は別紙様式第24-2による貿易一般保険(船積後)

回収金納付通知書に回収納付金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店等に提出するものとする。

2 被保険者は、前項の回収金納付通知書に基づき日本貿易保険が発行した回収納付金請求書に従い回収金を日本貿易保険に納付するものとする。

(回収に要した費用の請求)

第27条 約款第34条第6項の規定に基づき回収義務の履行のために要した費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第26による貿易一般保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店等に提出するものとする。

(権利行使等の委任)

第28条 被保険者は、約款第34条第4項又は第35条第3項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合(次項に規定する場合を除く。)は、別紙様式第27-1による貿易一般保険権利行使等委任状に当該債権の内容を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。

2 被保険者は、保険事故に係る債権について日本貿易保険が委任する回収業者による回収を希望する場合には、別紙様式第27-2による貿易一般保険権利行使等委任状(サービサー回収用)に当該債権の内容を証する書類を添付し、本店等に提出するものとする。

(回収納付金の返還請求)

第29条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第28による貿易一般保険回収納付金返還請求書及び請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店等に提出するものとする。

(手続の代行)

第30条 被保険者は、第6条、第8条から第10条まで及び第13条から前条までの規定に係る事務を代行させる場合は、別紙様式第29による短期総合保険事務手続代行承認申請書を事前に本店等に提出して承認を受けなければならない。

回収金納付通知書に回収納付金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店等に提出するものとする。

2 被保険者は、前項の回収金納付通知書に基づき日本貿易保険が発行した回収納付金請求書に従い回収金を日本貿易保険に納付するものとする。

(回収に要した費用の請求)

第27条 約款第34条第6項の規定に基づき回収義務の履行のために要した費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第25による貿易一般保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店等に提出するものとする。

(権利行使等の委任)

第28条 被保険者は、約款第34条第4項又は第35条第3項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合(次項に規定する場合を除く。)は、別紙様式第26-1による貿易一般保険権利行使等委任状に当該債権の内容を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。

2 被保険者は、保険事故に係る債権について日本貿易保険が委任する回収業者による回収を希望する場合には、別紙様式第26-2による貿易一般保険権利行使等委任状(サービサー回収用)に当該債権の内容を証する書類を添付し、本店等に提出するものとする。

(回収納付金の返還請求)

第29条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第27による貿易一般保険回収納付金返還請求書及び請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店等に提出するものとする。

(手続の代行)

第30条 被保険者は、第6条、第8条から第10条まで及び第13条から前条までの規定に係る事務を代行させる場合は、別紙様式第28による短期総合保険事務手続代行承認申請書を事前に本店等に提出して承認を受けなければならない。

附 則

この改正は、平成17年10月1日から実施する。

別表 1

様式番号	提出書類	提出部数
1	貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書締結申込書	1
2	貿易一般保険包括保険（企業総合）に係る海外商社 〔登録・格付変更（継続）・支払限度額設定〕申請・届出書	1
3	貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書変更申込書	1
4	貿易一般保険包括保険（企業総合）（新規・変更・修正） 申（込・請）書	1
5	貿易一般保険包括保険（企業総合）送り状	1
6	貿易一般保険包括保険（企業総合）申込書	1
7	貿易一般保険申込書	1 (1)
8	貿易一般保険変更承認申請書	1 (1)
9 - 1	貿易一般保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)
9 - 2	貿易一般保険保険目的等譲渡終了通知書	1 (1)
10 - 1	貿易一般保険質権等設定承諾申請書	1 (1)
10 - 2	貿易一般保険質権等設定解除等通知書	1 (1)
11	貿易一般保険事情発生通知書	1
12 - 1	貿易一般保険（船積前）損失発生通知書	1 (1)
12 - 2	貿易一般保険（船積後）危険・損失発生通知書	1 (1)
13	貿易一般保険損失防止軽減費用負担請求書	1 (1)
14 - 1	貿易一般保険（船積前）入金通知書	1 (1)
14 - 2	貿易一般保険（船積後）入金通知書	1 (1)

別表 1

様式番号	提出書類	提出部数
1	貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書締結申込書	1
2	貿易一般保険包括保険（企業総合）に係る海外商社 〔登録・格付変更（継続）・支払限度額設定〕申請・届出書	1
3	貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書変更申込書	1
4	貿易一般保険包括保険（企業総合）（新規・変更・修正） 申（込・請）書	1
5	貿易一般保険包括保険（企業総合）送り状	1
6	貿易一般保険包括保険（企業総合）申込書	1
7	貿易一般保険申込書	1 (1)
8	貿易一般保険変更承認申請書	1 (1)
9 - 1	貿易一般保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)
9 - 2	貿易一般保険保険目的等譲渡終了通知書	1 (1)
10 - 1	貿易一般保険質権等設定承諾申請書	1 (1)
10 - 2	貿易一般保険質権等設定解除等通知書	1 (1)
11	貿易一般保険事情発生通知書	1
12 - 1	貿易一般保険（船積前）損失発生通知書	1 (1)
12 - 2	貿易一般保険（船積後）危険・損失発生通知書	1 (1)
13	貿易一般保険損失防止軽減費用負担請求書	1 (1)
14 - 1	貿易一般保険（船積前）入金通知書	1 (1)
14 - 2	貿易一般保険（船積後）入金通知書	1 (1)



15	貿易一般保険保険金受取人指定等通知書	1 (1)	15	貿易一般保険保険金受取人指定等通知書	1 (1)
16	貿易一般保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1 (1)	16	貿易一般保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1 (1)
17 - 1	貿易一般保険（船積前）保険金請求書	1 (1)	17 - 1	貿易一般保険（船積前）保険金請求書	1 (1)
17 - 2	貿易一般保険（船積後）保険金請求書	1 (1)	17 - 2	貿易一般保険（船積後）保険金請求書	1 (1)
<u>18</u>	<u>貿易一般保険保険金請求経緯書（保険金請求額が300万円以下の案件）</u>	<u>1 (1)</u>	<u>18</u>	<u>債権一覧表</u>	<u>1 (1)</u>
<u>19</u>	<u>債権一覧表</u>	<u>1 (1)</u>	<u>19</u>	<u>債権一覧表に係る決済等通知書</u>	<u>1 (1)</u>
<u>20</u>	<u>債権一覧表に係る決済等通知書</u>	<u>1 (1)</u>	<u>20</u>	<u>貿易一般保険時効中断承認申請書</u>	<u>1</u>
<u>21</u>	<u>貿易一般保険時効中断承認申請書</u>	<u>1</u>	<u>21</u>	<u>貿易一般保険損失発生確認申請書</u>	<u>1 (1)</u>
<u>22</u>	<u>貿易一般保険損失発生確認申請書</u>	<u>1 (1)</u>	<u>22</u>	<u>貿易一般保険回収義務終了認定申請書</u>	<u>1 (1)</u>
<u>23</u>	<u>貿易一般保険回収義務終了認定申請書</u>	<u>1 (1)</u>	<u>23</u>	<u>貿易一般保険回収義務履行状況報告書</u>	<u>1 (1)</u>
<u>24</u>	<u>貿易一般保険回収義務履行状況報告書</u>	<u>1 (1)</u>	<u>24 - 1</u>	<u>貿易一般保険（船積前）回収金納付通知書</u>	<u>1 (1)</u>
<u>25 - 1</u>	<u>貿易一般保険（船積前）回収金納付通知書</u>	<u>1 (1)</u>	<u>24 - 2</u>	<u>貿易一般保険（船積後）回収金納付通知書</u>	<u>1 (1)</u>
<u>25 - 2</u>	<u>貿易一般保険（船積後）回収金納付通知書</u>	<u>1 (1)</u>	<u>25</u>	<u>貿易一般保険回収費用負担請求書</u>	<u>1 (1)</u>
<u>26</u>	<u>貿易一般保険回収費用負担請求書</u>	<u>1 (1)</u>	<u>26 - 1</u>	<u>貿易一般保険権利行使等委任状</u>	<u>1 (1)</u>
<u>27 - 1</u>	<u>貿易一般保険権利行使等委任状</u>	<u>1 (1)</u>	<u>26 - 2</u>	<u>貿易一般保険権利行使等委任状（サービス回収用）</u>	<u>1 (1)</u>
<u>27 - 2</u>	<u>貿易一般保険権利行使等委任状（サービス回収用）</u>	<u>1 (1)</u>	<u>27</u>	<u>貿易一般保険回収納付金返還請求書</u>	<u>1 (1)</u>
<u>28</u>	<u>貿易一般保険回収納付金返還請求書</u>	<u>1 (1)</u>	<u>28</u>	<u>貿易一般保険包括保険（企業総合）事務手続代行承認申請書</u>	<u>1</u>
<u>29</u>	<u>貿易一般保険包括保険（企業総合）事務手続代行承認申請書</u>	<u>1</u>			
その他、日本貿易保険が提示した資料及び部数による			その他、日本貿易保険が提示した資料及び部数による		
注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。			注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。		
別表2～5 略			別表2～5 略		